

野菜，果樹の価格が低落した時の 補償制度に加入したい

野菜・果樹農家が安心して生産できるよう，価格変動による経営への影響を緩和するため，「青果物価格安定制度」があります。

詳しくは，公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会にお問い合わせください。（全農宮城県本部園芸部内 電話：022-283-5130）

項 目	内 容
補償の対象となる品目	<p>原則として「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に掲げる県重点振興品目（産地改革品目と地域戦略品目）を対象とします。</p> <p>①産地改革品目（県の基幹品目として産地構造改革を進め，競争力強化を図る品目）11品目3品種 いちご，きゅうり，トマト，ほうれんそう，そらまめ，ねぎ，たまねぎ，キャベツ，えだまめ，日本なし（幸水，豊水，新高），生しいたけ，</p> <p>②地域戦略品目（圏域の特色を活かした，地域活性化のために振興する品目）等22品目 なす，かぼちゃ，スイートコーン，はくさい，しゅんぎく，こまつな，ゆきな，こねぎ，みずな，にら，チンゲンサイ，つるむらさき，レタス，ブロッコリー，だいこん，にんにく，ズッキーニ，ピーマン，つぼみな，ミニトマト，えのきたけ，なめこ</p>
加入条件	<p>①農協がJA全農みやぎを通じて出荷販売した青果物</p> <p>②無条件委託販売であること</p> <p>③共同計算による代金精算を行っていること 他</p>
基準価格等	<p>①平均価格 指定野菜＝国の指定野菜価格安定対策事業の平均価格を準用 その他の野菜＝最近5カ年のJA全農みやぎ平均価格から，最高・最低価格を除く中庸3か年加重平均価格</p> <p>②補償基準価格＝平均価格×0.9</p> <p>③最低基準価格＝平均価格×0.7</p>
補てん率	<p>①産地改革品目の補てん率 85%</p> <p>②地域戦略品目の補てん率 75%</p>
補給金の交付	<p>JA全農みやぎの月別平均販売価格が補償基準価格を下回った場合に，農協を通じて生産者補給金が交付されます。</p> <p>生産者補給金＝〔補償基準価格－平均販売価格（最低基準価格が下限）〕×補てん率×出荷数量（予約数量が上限）</p>
補給準備金の造成	<p>①補給準備金＝（補償基準価格－最低基準価格）×補てん率×予約数量</p> <p>②概算造成額：当初の資金造成は①の40%を概算造成</p> <p>③負担割合：生産者40%，JA全農みやぎ10%，県30%，市町村20%</p>

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部園芸推進課園芸振興班 e-mail: engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2843